

固定式ごみボックスを道路に 設置するのは危険です。

① 固定式ごみボックスは道路沿いの私有地内へ

固定式ごみボックスを道路（歩道や植樹帯を含む）に設置すると、ごみボックスへ歩行者や自転車及び車両がぶつかるなど、思わぬ事故に繋がる恐れがあります。大変危険ですので、道路上（歩道や植樹帯を含む）には設置しないようにしましょう。

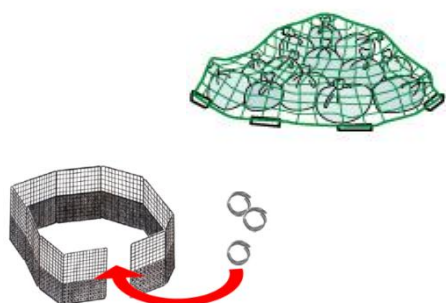
※ 設置場所は事前に清掃事業課（0155-37-2311）

とご相談ください。



② 道路上にごみステーションを設置する場合

一時的に道路上にごみステーションを設置する場合は、飛散対策としてネットや、折りたたみ式のサークル等を使用するようにし、ごみ収集後は通行の妨げにならないように収納するようにしてください。



※ネット式や折りたたみ式のものを！

ひとりひとりが安心・安全に生活するために
ご協力をお願いします！



問い合わせ先

帯広市役所 都市環境部 土木室 管理課 占用係
住 所：〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1
電話番号：0155-65-4178
F A X：0155-23-0159

都市環境部 環境室 清掃事業課
〒080-2464 帯広市西24条北4丁目1
電話番号：0155-37-2311
F A X：0155-37-2313

挿絵の出典：経済産業省ウェブサイト

(<http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/illust/index.html>)